

# 幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第30号



## 特殊詐欺の新手口に注意!

20年間分の  
医療費を還付?

「消費生活相談センター」  
からハガキが届いた!

札幌市の70代男性宅に、区役所の職員を名乗る男から「20年間分の医療費が還付されます」という電話がありました。被害者は、複数回にわたり、銀行員を名乗る男の指示通りにATMを操作し、合計約400万円を犯人側の口座に振り込んでしまいました。ATM操作で、医療費や保険料の返還手続きはできません。通帳とキャッシュカードを持ってATMへ行くよう指示されたら、詐欺です。



「消費生活相談センター」を名乗る機関から、「訴訟告知確認書」というハガキが届いたという相談が寄せられています。

全国の自治体に設置された消費生活センター等は、このハガキの「消費生活相談センター」と一切、関係はありません。消費生活センター等から「訴訟告知」の通知をすることはありませので、ハガキが届いても絶対に連絡をとらないようにしてください。

ハガキに記載されている機関の名称は、この他国民生活センターや、法務省の名称を不正に使用するなど様々です。いずれも連絡を求め、個人情報を入力した上で現金を要求するというものです。このようなハガキは、全国各地の住宅に、年齢を問わず届いてきます。注意してください。

## 相談事例紹介 光回線サービスの乗り換えは慎重に!

**今月の相談**  
「今より光回線の月額料金が安くなる」という電話があり、契約中の電話会社からのプラン変更の案内だと思い承諾した。しかし、その後郵送された書面を見ると、別のA社と契約していたことがわかった。すぐに解約を申し出たが、「違約金が発生する」といわれた。

2015年2月からNTT東西が自社で光回線を持たない事業者へ光回線の卸売を始めました。これによって卸を受けた事業者がプロバイダーや携帯電話等の独自のサービスを組み合わせ、自由に料金を決めて光回線サービスを提供しています。利用者は選択肢が増えましたが、一方でトラブルも発生しています。

光回線を乗り換えるには「転用」をします。契約者が電話やインターネットでNTT東西に「転用承諾番号」の申込みをし、その番号を他の事業者に伝え、契約先は他の事業者になります。しかし、内容をよく理解しないまま契約してしまい、転用した後、元の回線に戻したいと思っても電話番号が変更になったり違約金等がかかったりすることもあります。

今回のご相談では、A社が契約中の電話会社であるかのように勧誘をしたため、相談者が誤認して契約したとA社に主張したところ、問題を認め、違約金なしで解約することができました。

「今より安くなる」と勧誘されてもすぐには契約せず、パンフレット等を送ってもらい、契約内容や月額料金、契約期間、違約金等を検討し、他社サービスも比較検討の上、納得してから契約しましょう。

☎幕別町消費生活センター(☎55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター
	午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	

# 見守り 新鮮情報

**事例1** 「消費料金に関する**訴訟最終告知**のお知らせ」と書かれた**ハガキ**が届き、電話をしたら、**弁護士を名乗る者**を紹介され、指示に従いコンビニで支払い番号を伝えて**取り下げ料10万円**を支払った。  
(60歳代 女性)

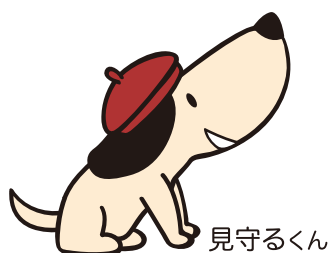
**事例2 大手通販会社**の名前で**SMS**が届き、身に覚えがなかったが、連絡しないと**法的措置**を取るとあったので電話をしたら、**未納サイト料金を請求**された。**19万円**、さらに**50万円**分の**プリペイドカード**を購入し、番号を伝えて支払った。(60歳代 男性)



## 架空請求

## 心当たりのない請求は無視!

### ひとこと 助言



見守るくん

- 架空請求の請求手段は、電話、ハガキ、メール、SMS(ショートメッセージサービス)など様々です。
- 実在の事業者名をかたって本物と思わせたり、法的措置を取るなどと記載をしたり、消費者の不安をあおるケースも見られます。
- 架空請求は消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。連絡してしまうと個人情報が知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能性があります。未納料金を請求されても心当たりがなければ決して相手に連絡してはいけません。
- 不安に思ったら、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。